

「次世代育成支援対策推進法」および「女性活躍推進法」に基づき、

**「一般事業主行動計画」**を策定しましたので公表します。

### 次世代育成支援対策推進法とは？

急激な少子化の流れを変えるため、2003年（平成15年）7月に成立した法律です。この法律は、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育成される環境整備を進めるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、10年間をかけて集中的かつ計画的に次世代育成支援対策に取り組んでいくことを目的につくられました。

なお、次世代育成支援対策推進法は、仕事と生活の調和の更なる推進が必要であること等から、法の有効期限をさらに10年間延長するとともに、新たな認定制度の導入など内容の充実を図るため改正され、2015年（平成27年）4月1日から施行されています。

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律とは？

自らの意思で働くことを希望する女性が自身の個性・能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して2015年（平成27年）に制定され2016年（平成28年）4月に施行された法律です。

### 一般事業主行動計画とは？

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

## ジュール株式会社

### 「一般事業主行動計画」

全ての従業員が仕事と家庭を両立させ、その能力を最大限に発揮できるようにするために、以下の行動計画を策定する。

#### 計画期間

2025年（令和7年）4月1日～2030年（令和12年）3月31日までの5年間

#### 計画内容

目標1：セクシュアルハラスメント等に関する各種相談の解決率を100%にする。

##### 取組内容

2025年（令和7年）4月1日～

- ・ハラスメント対策委員会を設置し、開催する。
- ・各事業所に掲示するチラシを作成し、従業員に利用可能な相談窓口について周知を図る。
- ・管理職に対し、ハラスメントに関する研修を実施する。

目標2：産前産後休業、育児休業、育児休業給付金、産休・育休期間中の社会保険料の免除、パパママ育休プラスや産後パパ育休といった制度についての周知および情報提供を実施する。

##### 取組内容

2025年（令和7年）4月1日～

- ・各事業所に掲示するパンフレット等を作成し、従業員に周知徹底を図る。
- ・制度に関する説明資料を作成し、管理職に対して説明を実施する。
- ・対象の従業員に対して、個別に資料を配布することによって、取得を促進するための働きかけを実施する。

掲載日：2025年（令和7年）3月1日